



写真提供：国土交通省中部地方整備局
木曽三川河口部（左から揖斐川、長良川、木曽川）

木曽三川の治水 －治水は何代にもわたる営々とした努力の積み重ね－

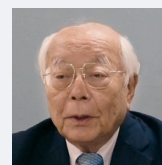
講演者



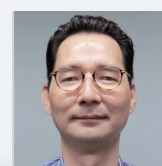
辻本 哲郎
名古屋大学名誉教授



田村 秀夫
元国土交通省
北海道局長



竹村 公太郎
元国土交通省
河川局長



高橋 伸輔
国土交通省
中部地方整備局河川部長
(講演当時)

1. はじめに
2. 木曽三川の治水史（江戸～明治～大正）
3. 戦後の大洪水と新たな治水計画策定～長良川河口堰の事業化～
4. 長良川河口堰問題と河川行政の転換
5. 公共事業の進め方の大幅な転換のきっかけに

1. はじめに

木曽川、長良川、揖斐川の三川は、それぞれ長野県木曽郡木祖村の鉢盛山、岐阜県郡上市の大日ヶ岳、同県揖斐郡揖斐川町の冠山を水源にもち、濃尾平野に入ったあと南流し、我が国最大のゼロメートル地帯を貫き、ほぼ同一地点に集まって伊勢湾に流下する流域面積約9,100km²の日本有数の大河である。その流域は、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県の5県にまたがり、流域内人口は約190万人に達する（図1）。この三川は中京圏ひいては我が国の経済・社会・文化を支える重要な河川であり、地域の人々はこの三川を古くから木曽三川と呼び習わしてきた。この地域の水害との闘いの歴史は古く、堤防の築造がその上下流や対岸に対してかえって被害を招くことから、自分たちの集落を囲む輪中堤を整備せざるを得ないという苦渋の選択を余儀なくされてきた。明治新政府はこの地域間の対立を克服するため、外国人技師を招聘するなど、近代的な河川改修に先駆的に取り組んできた歴史を有している。

今回の講演では、主に江戸時代から近代に至るまでの木曽三川の治水事業の概要と、木曽三川の治水事業のうち、その後の河川行政の進め方を大きく転換させることとなった長良川河口堰建設プロジェクトを中心に紹介する。

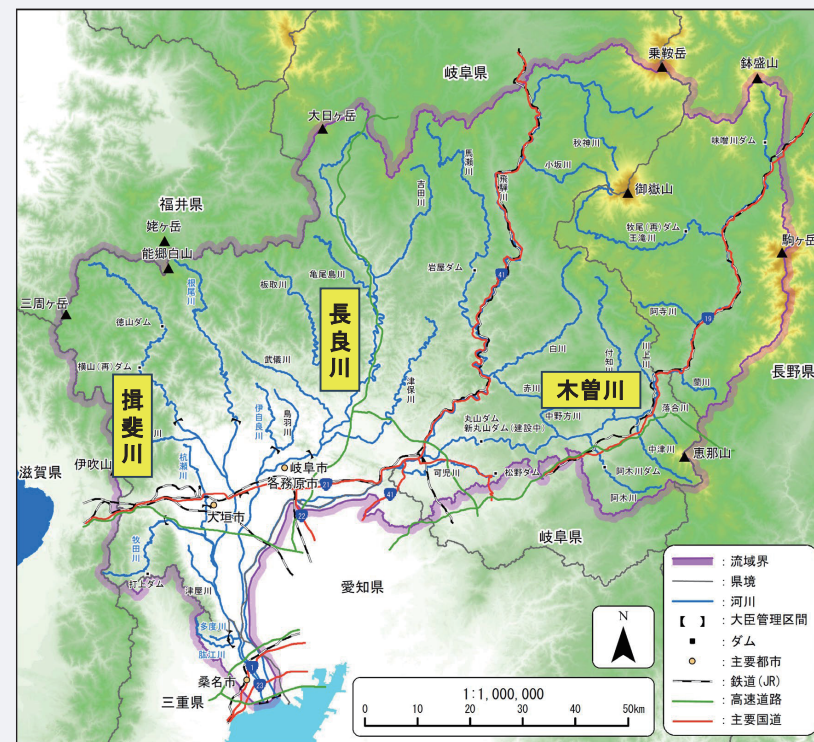


図1 木曽三川流域図



図2 輪中分布図と御囲堤

2. 木曽三川の治水史（江戸～明治～大正）

(1) 輪中の形成と御囲堤の建設

木曽三川の洪水特性を表す「四刻、八刻、十二刻」という言葉がある。これは各河川の洪水の到達時間の違いを表わすもので、降雨域が西から移動していくと、まず揖斐川が洪水となり、次に長良川、そして水源が最も東側に離れている木曽川からの洪水が最後に重なり、揖斐川の沿川では長時間洪水被害に悩まされることが多かった。

かつて木曽三川沿いの地元民は、三川のつくりだす自然堤防をつなげた輪中をつくりその中で生活してきた。この輪中は運命共同体として、この地域独特の輪中文化を創り出している。

江戸初期に、現在の愛知県の犬山から河口近くの弥富に至る連続した堤防（御囲堤）が木曽川の左岸側に築かれた。この連続堤防は、親藩である尾張藩を木曽川の洪水から守るとともに、当時大阪にいた豊臣家を中心とする西国大名に対する軍事防御の意味合いもあったとされている。一方、右岸側に位置する美濃側は、上下流一貫した治水整備は許されず輪中が洪水防御の基本施設であった。さらに、御囲堤の対岸の美濃の諸堤防は、「御囲堤より低きこと三尺たるべし」とその高さは対岸に比べ抑えられ、このため江戸期以降、尾張側の洪水被害は大幅に減少する一方、美濃側では一層度重なる洪水被害に見舞われることになった（図2）。

(2) 宝暦治水

洪水被害に悩まされた美濃側の治水対策として18世紀半ばの宝暦年間、幕府から有力外様大名の薩摩藩に「お手伝い普請」が命ぜられる。工事の内容は、入り乱れていた木曽三川の分離を目指し、木曽川と揖斐川の分離を目指す油島締め切りや揖斐川と長良川を結ぶ大樽川への堰の設置など、当時としては大変な難工事であった。この工事は幕府の厳しい監督のもと進められ、わずか1年2ヶ月の工事期間中、33人の病死者と幕府に抗議して51名の割腹者を出し、責任者であった家老の平田靱負も工事竣工後に、藩に多額の借財（薩摩藩の1年間の収入の約2年分に相当）と多数の死傷者を出した責任を一身に背負い自刃するという極めて凄惨な工事であった。しかし宝暦治水では三川の完全分流には至らず、工事が竣工した後も、美濃側の洪水被害が減少することはなかった。

(3) 三川分離（明治改修）

明治に入ると、政府は治水の近代化のため「お雇い外国人」に各地の河川改修を行わせた。木曽三川ではオランダ人技師ヨハネス・デ・レーケが1878（明治11）年に現地調査に基づく「木曽川下流の概説書」を提出し木曽川の分流を提言した。また1884（明治17）年から改修計画検討に着手、木曽三川の完全分離を図る木曽川下流改修計画を作成し、これに基づく本格的な高水工事が実施されることとなった。このデ・レーケによる改修計画は、水系一貫の思想のもと近代の科学技術に基づく合理的な改修を目



図3 木曽三川下流改修計画図

指したもので、我が国で初めて「計画高水流量」、「計画高水位」等の諸元が、実際の洪水観測に基づき定められている。この改修工事（明治改修）の着工は1887（明治20）年、三川分離は1899（明治32）年に完了し、事業がすべて竣工したのは1912（明治45）年である（図3）。

新政府は当初、河川工事の費用負担は、舟運の確保のための低水工事は国負担、洪水を防ぐための高水工事は地元負担としていた。しかし明治改修では築堤用の土を確保するための浚渫も低水工事とみなして地方の負担を軽減するなど制度の柔軟な運用が図られていた。1896（明治29）年の河川法制定後、治水工事の費用負担に関する国庫支出制度が確立すると、1898（明治31）年から改修工事は全面的に国に移管されている。

またこの明治改修では、新たに広大な河川敷として約2,900haにわたる用地の取得、1,800戸の住居の移転が必要となったが、これを円滑に行うために土地収用法が1890（明治23）年に制定されるなど、治水事業を計画的に進めるための制度的な枠組みが整備されていった。明治改修の結果、木曽三川下流域の洪水による死者や建物被害は劇的に減少するなど顕著な治水効果がもたらされた。

なお明治改修の計画流量は木曽川が約7,350m³/s、長良川と揖斐川が4,170m³/sといずれの河川も、当時の利根川の計画流量（3,750m³/s）を超える規模であり、この計画により広大な河川空間を確保できたことが、将来の計画見直しにあたっての大きな財産になった。

（4）木曽川上流改修（大正改修）

1910（明治43）年の全国的な大水害の発生を契機に、政府の臨時治水調査会が第一次治水計画を決議し全国65河川を直轄河川改修の対象とし、木曽川を含め20河川を第1期施工河川とした。これに基づき1921（大正10）年に木曽川上流部の改修に着手し、木曽川の岐阜県川島町の乱流地区の解消、長良川の岐阜市内の古川、古古川の締め切り等、現在の河川の骨格を形成する改修が実施された。

本川の改修と合わせて支派川の改修に着手したことも大正改修の大きな特徴である。従来輪中地域では、上流や左右岸の利害が相反し、河川改修も従前は、原形の修復にとどまる程度の局所的な対応しかできなかった。しかし大正改修で本川の抜本的な改修に着手したのを契機に、本川と一体となった支派川の改修を行う機運が盛り上がり、1928（昭和3）年にはじめて木曽川上流の付帯工事として支派川改修に対する国庫補助が認められたが、これはその後の中小河川の国庫補助の先鞭をつけたものである。

こうして従来の輪中単位の防御から、本支川、上下流一貫とした治水対策へと転換していく流れができていったが、長期間にわたって醸成されてきた従来の輪中意識に基づく上下流対立は簡単に解消されなかった。この象徴となったのが犀川事件である。長良川右岸の本巣郡南部（現在の岐阜県瑞穂市）の湛水被害軽減のため、下流側の安八郡（現在の岐阜県安八町）に水路を新設して、長良川の下流に合流させる計画が1928（昭和3）年国会を通過したが、これに対し下流の安八郡の住民は水害が増えるとして、激しい反対運動を展開、ついには軍隊が出動する事態となった。これが第一次犀川事件とよばれるもので、この後下流への影響を最小限にするよう計画は見直されたが、新犀川に設けられた調節樋門の操作をめぐり再び上下流の住民が対立し、警官隊が出動する騒動になった（第2次犀川事件（1938（昭和13）年））。その後も上下流の対立が見られたものの、昭和から平成にかけての排水機場の設置や犀川遊水地の整備等により、地域の安全性は大幅に向上している。大正改修は、本川改修から、本川と一体となった支派川改修さらには輪中の内水排除とつながる、水系一貫とした治水対策を発展させる出発点と位置付けられる。

3. 戦後の大洪水と新たな治水計画策定 ～長良川河口堰の事業化～

（1）昭和の主な洪水と計画の見直し

①木曽三川の治水計画見直し

木曽川では1938（昭和13）年に、長良川と揖斐川では1959（昭和34）年の伊勢湾台風をはじめ（写真1）、1960（昭和35）年、1961（昭和36）年と3年続けて計画を上回る大洪水に見舞われ、これを契機に治水計画が大幅に見直しされた。治水計画の基本となる基本高水は最終的に木曽川が16,000m³/s、長良川は8,000m³/s、揖斐川は6,300m³/sと従前の2倍近く増加した。この増大した外力に対して、木曽三川下流部は日本最大のゼロメートル地帯を流下していることから、洪水時の水位を高く設定すると万一破堤した場合の被害は甚大なものとなる。また三川下流部は明治改修後ほぼ並行して流下しており、三川それぞれの川幅を広げることは非常に困難を伴う。このため川幅を拡幅せず大規模ダムに適地がある木曽川と揖斐川ではダムによる洪水調節を基本とし、ダムの適地がない長良川では下流部の河床を平均で約3m切り下げる大規模浚渫を柱とする計画とした。そして平常時に河床が低下した長良川への海からの塩水の侵入を止める塩止め堰（長良川河口堰）を設置することを新たな治水計画（1963（昭和38）年木曽川総体計画）に盛り込んだ。なお、河口堰は水利機能もあわせ持つ多目的施設として計画された。これらの治水計画は一部見直され、木曽川水系工事実施基本計画（1969（昭和44）年）に引き継がれた。

②治水対策としての長良川河口堰
従前の長良川では、平常時河口から約15km付近にあるマウンドと呼ばれる河床の高い部分まで塩水が遡上していた。もし何も対策せずに、大規模浚渫を実施すると、塩水は河口から約30km付近まで遡上し、長良川から取水していた工業用水や、農業用水の取水に支障が生じ、60社70工場の操業や2,000戸に及ぶ農家の営農に影響が生じることが予測された（図4）。このため、人為的に塩害を拡大させないように事前に潮止のための堰を設置して、平常時はゲートで潮止を行い洪水時にはゲートを引き上げて洪水を安全に流下させることとした（図5）。

③水利対策としての長良川河口堰

木曽三川では昭和30年代、高度経済成長に伴う生活用水、工業用水の需要が急増し、これに水資源開発が追い付かず地下水の揚水量が急増、これが広域にわたる地盤沈下を招く結果となった。こうした急増する水需要への対応と、地盤沈下の防止に向けた水源の地下水からの転

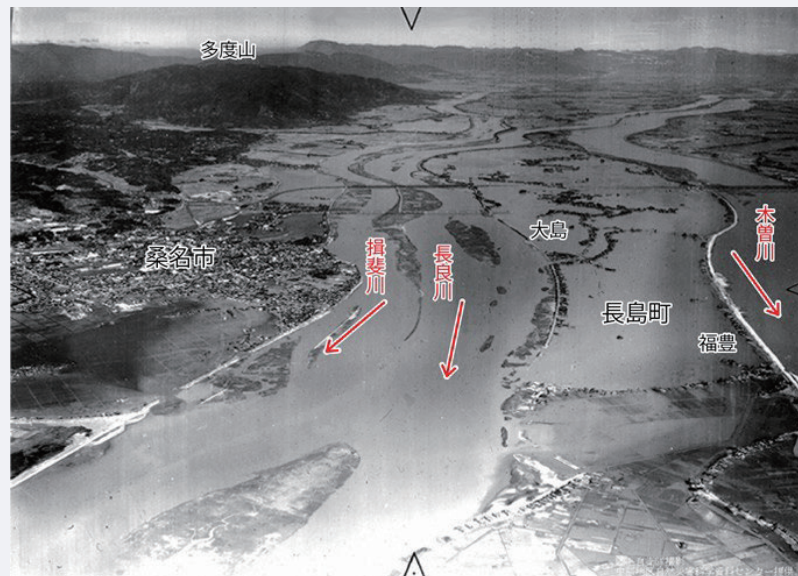


写真1 伊勢湾台風による浸水状況

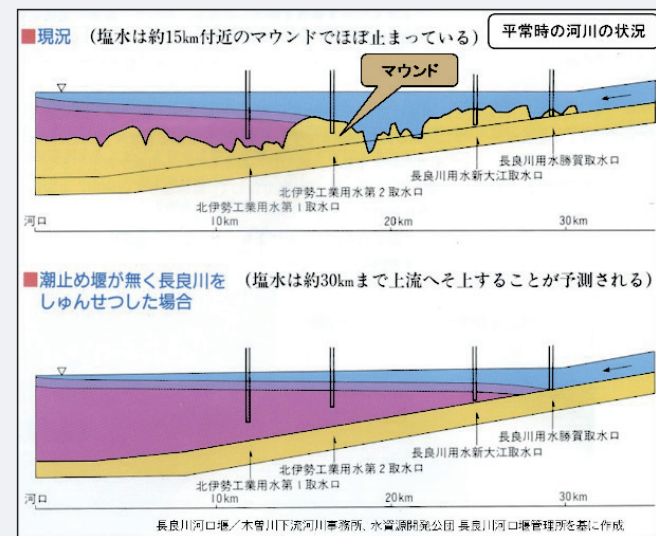


図4 長良川のしゅんせつによる塩水遡上

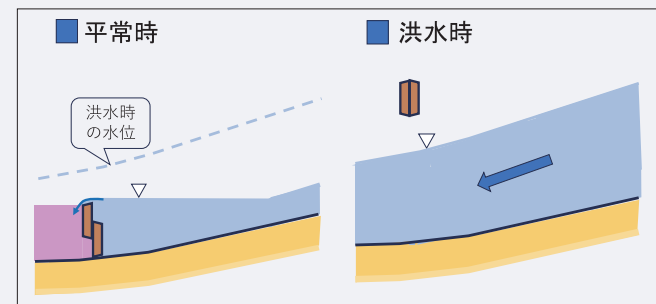


図5 治水対策としての長良川河口堰

換のため、河口堰は木曽川水系における水資源開発施設の一つとして、1968（昭和43）年に木曽川水系水資源開発基本計画に位置付けられた。高度経済成長から安定成長に移行に至った昭和50年代以降も、木曽川水系では渇水が頻発し、毎年のように取水制限が実施されている。このため地元自治体からは引き続き河口堰は重要な水源として着実に整備を進めてほしいとの強い要望があった。

(2) 長良川河口堰の本体着工まで

①事業概要

長良川河口堰は、河口から5.4k地点の三重県長島町（現在の桑名市長島町）に計画された総延長661mの可動堰で、操作の基本は、平常時は、塩水の遡上を防止するためゲートを水中に降ろし、河口堰上流の水位を大潮時の平均満潮位より最大10cmほど高く保ち、堰上流の湛水域から都市用水を取水し、愛知県内、三重県内に供給するが、洪水時には堰のゲートを引き上げて全開とし、洪水を安全に流下させるというものである（図6、写真2）。

②河口堰に関する環境調査

長良川河口堰の事業計画の決定に先立ち、大規模な環境調査（木曾三川河口資源調査（略称：KST調査））が約4年余りにわたり実施された。約90名の学識経験者からなる調査団を結成し、対象分野も物理環境も含め多岐にわたり、調査範囲も河口堰の事業範囲を含め伊勢湾海域から河口から30kまでの広範囲にわたっている。その調査結果は地元の漁業関係者のみならず、一般に対してもシンポジウムを実施し広く公表された。また、この調査から、例えばアユが川岸にそって遡上する特性があり、魚道は両岸に設置すればよいといった、その後の環境対策に資する多くの成果が得られている。KST調査後も、環境調査、影響軽減対策の検討を継続して実施し、これらの調査から、最新の魚道の開発（呼び水式魚道、ロック式魚道）やアユやアマゴの人工種苗生産技術の開発等々、環境への影響軽減対策に関して大きな成果が得られている。また一連調査の中で、当時生態が良くわかっていなかった従来カワマスと呼ばれていた魚がアマゴの降海型であることが立証され、当時の岐阜県水産試験場長により、サツキマスと命名されている。後年反対運動のシンボルともなったサツキマスの生態を解明し、その資源保護のための人工種苗技術を開発したのは事業者側であったのである。なお、このサツキマスは1991（平成3）年に環境庁（当時）のレッドリストに絶滅危惧種として掲載されたが、1997（平成9）年に、アマゴの降海型でありアマゴ全体でみれば絶滅の恐れなしとしてリストから外されている（平成19（2007）年に評価単位が変更され、絶滅の危険度が小さい準絶滅危惧種として改めて掲載）。

③事業環境を大きく変えた 1976（昭和51）年洪水
昔から洪水で苦しめられてきた長良川下流部沿川の自治

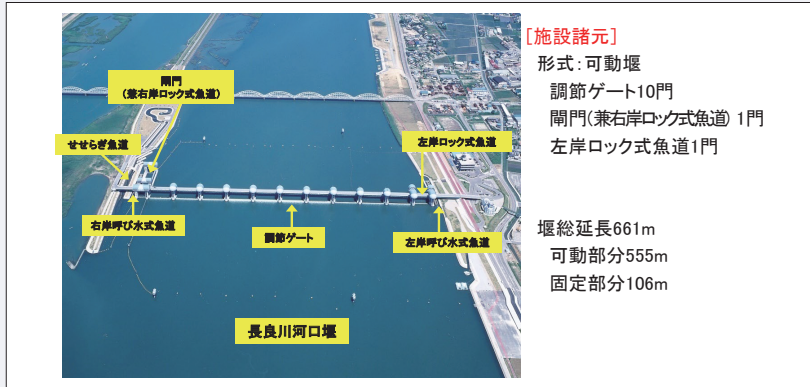


図6 長良川河口堰 諸元概要



写真2 下流から見た長良川河口堰

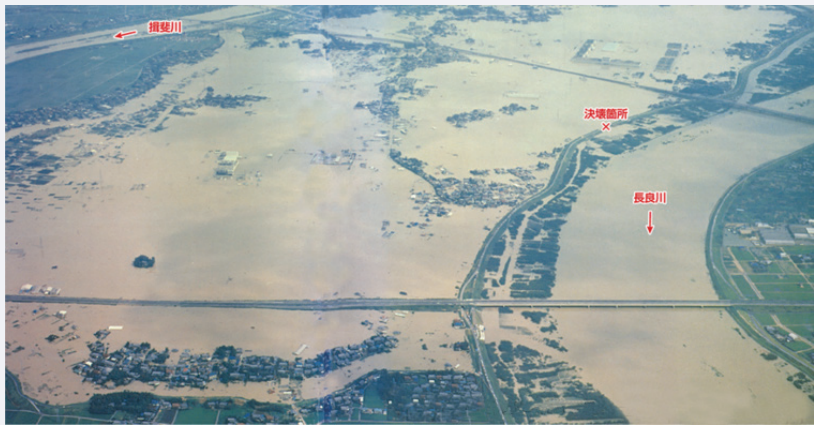


写真3 長良川右岸の破堤による浸水状況（1976（昭和51）年9月 岐阜県安八町）

体は、堰の運用により、平常時、河川の水位が常に満潮位程度に保たれることにより堤防が弱体化するのではとの不安から、当初は計画には反対、岐阜県も慎重姿勢であった。また水産業への影響を強く懸念していた地元漁業関係者が大規模な裁判を起こすなど、地元を中心とした反対運動が活発であった。この流れを変える契機となったのが1976（昭和51）年の水害（安八水害）である。長良川の本川堤防の破堤をはじめ外水氾濫、内水氾濫が広域に発生し、甚大な被害がもたらされた（写真3）。この洪水を契機に長良川の大規模浚渫の必要性が地元で強く認識されるようになり、慎重姿勢だった岐阜県も河口堰の建設はやむなしとなり、知事は1978（昭和53年）9月に当時の水資源開発公団総

裁との会談で建設同意を表明した。また漁業者中心の裁判も取り下げられ、個別の漁業補償交渉へ移っていった。そして本体着工にむけて最後の懸案であった関係漁協の着工同意も1988（昭和63）年に得られ、河口堰は計画決定から20年の歳月を得て本体工事に入るようになったが本体着工という節目が、あらたな反対運動の幕開けとなった。この反対運動への対応を通じて、河川行政は大きな転換をすることとなる。

4. 長良川河口堰問題と河川行政の転換

(1) 反対運動当初の対応

河口堰の本体着工式を迎えた当日、河口堰事業への反対派の意見広告が全国紙の地方版に掲載された。その中で反対派は「流域にダムのない日本一の名川」というフレーズを使用している。その後も反対派は「最後の天然河川、長良川」というキャッチコピーを繰り返し使用、また著名人も巻き込んだ反対運動を展開しメディアにも働きかけるなど反対運動は大きなうねりとなっていった。長良川の過酷な洪水と治水の長い歴史を知らない人は、本当に長良川が日本最後の天然河川と思っていたのではないか。こうした反対運動に対して、事業者側の当初の対応はマスコミや地元住民に対する丁寧な説明を行うことは消極的で、流域内にダムがないというのは事実と反するといった、反対派の指摘に対する間違いや言い訳といった対応が中心であった（図7）。このため、初期のマスコミ報道も河口堰についてはほとんどが厳しい論調であった。こうして長良川河口堰は国会の場も含め、世論を大きく二分するような様相を呈していった。

(2) 行政、事業者側の体制再構築

国会等でも繰り返し事業に対する疑問の声が出てくる中、行政側も本来の所掌事務にこだわらない総力戦の体制を構築していくこととなる。このため、建設本省では河川局の関係各課に担当業務を割り振り、かつ、直接河川局長に情報が集まるように、すなわちトップが全責任を負って判断できるような体制を再構築した。あわせて、長良川河口堰の必要性について体系的に説明する資料を河川局挙げて作成し、広く公表することとした。さらに事業の技術的裏付けについては、土木学会による第三者としての評価も得て、これを公表した（図8）。こうした一連の体系的な説明資料とあわせて一般の方々になぜ必要なのかわかりやすく説明するため、事業の必要性や背景をわかってもらうための写真や図等を作成していくこととなった（図9）。こうした各種資料を用いて、事業で直接影響を受ける方々だけでなく、広く事業の利益を受ける沿川住民に対する説明を、きめ細かく繰り返し実施していった。なお、こうした取り組みは、後年の河川法改正において、計

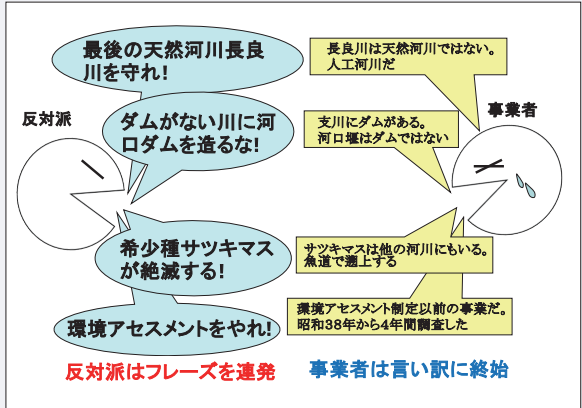


図7 長良川河口堰 前半の争点

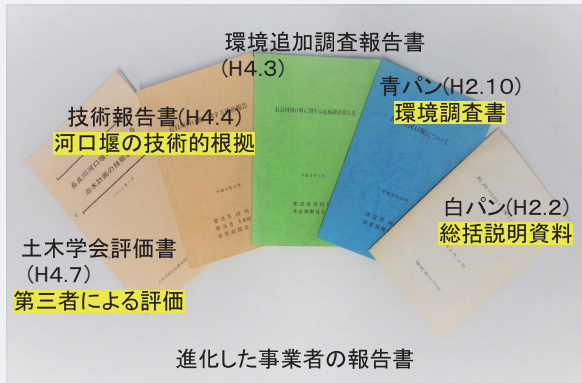


図8 河口堰の説明資料一覧



図9 百の説法 → 一枚の写真（マウンド）

画策定段階で、広く関係地域の意見を聞くという手続きの規定化につながっていく。

政界では野党議員のみならず、一部の自民党長老議員まで長良川河口堰の中止を求めて、新聞への投書、建設大臣に陳情する事態となった。1991（平成3）年12月に、自民党治水議員連盟の会合で河口堰推進決議をするべきとの意見が出た。その席上当時の河川局長は「本事業は住民の生命財産を守る事業で、党派間で争うべき事業ではない。仮に自民党が河口堰事業推進の決議をすれば、社会党は反対決議をせざるを得なくなる。従って自民党の推進決議は辞退したい」とお願いした。その後社会党建設部会の議員に説明した結果、1992（平成4）年の社会党総務会で

は党本部が提案した長良川河口堰中止の決議を圧倒的多数で否決することになった。

(3) 平成6年度長良川河口堰調査と円卓会議 ～徹底した情報公開～

河口堰の工事が、1993（平成5）年度末までにゲートの操作ができる段階まで至ったことから、建設省は1994（平成6）年2月に1994（平成6）年度の河口堰建設事業の進め方について公表、環境・防災・塩害をテーマに、一年間実際にゲートを操作し、これまで実施してきた様々な対策（浸透水対策、魚道等の各種の環境保全対策など）の効果を確認する調査を実施することとした。そして調査にあたっては「学識経験者による調査委員会の指導を受けながら、調査はすべて公開し、調査結果も公表するという、従来の公共事業には例のない徹底した情報公開のもと、調査を行うこととした。データの公開も、観測された水質等の生データをそのまま公開するという従前の例のない徹底したものであった（図10）。これによりマスコミ報道の傾向は大きく変化していく（図11）。

この1994（平成6）年度の調査結果も踏まえ、1994（平成6）12月に野坂建設大臣（当時）は事業者と反対派との円卓会議の開催を提唱し、1995（平成7）年3月～4月にかけて防災、利水、塩害、環境の4つのテーマで計8回会議が地元の長島町を中心に開催されたが、会議では双方の主張が平行線をたどり、河口堰の運用に関して一致点を見出すことができなかった。このため大臣は地元自治体、反対派の意見をあらためて聞き、治水の緊急性、地元自治体の強い要望から、いつまでも先送りすることはできないとして本格運用を開始する旨会見で発表した。

(4) 河口堰事業の効果 ～大幅な水位低下、水供給の安定化～

河口堰本格運用開始後、直ちにマウンドの浚渫に着手し1997（平成9）年に完了している。これにより長良川の洪水時の水位は従前に比べて大幅に低下した。特に平成16年は既往最大の洪水（最大流量8,000m³/s）に見舞われたものの、墨俣地点（河口から約40k地点）で、浚渫以前に比べ約2mの水位低下効果がみられるなど（図12）、長良川の安全度は大幅に向上した。また利水面でも従前から取水が非常に不安定であった北伊勢工業用水が常時取水可能となった他、知多半島地域と三重県中勢地域に供給を開始し、渇水常襲地帯の知多半島では、導水開始後取水制限は実施されていない。また、河口堰に設けられた魚道は十分にその機能を発揮し、アユ等の魚類は順調に遡上、降下していることが確認され、河口堰による影響は見られていない。そのほか環境に関するモニタリングは堰運用後も継続しており、またその結果もすべて公表している。

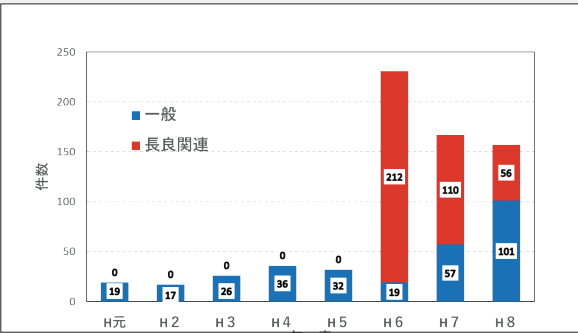


図10 中部地整記者発表件数経年変化

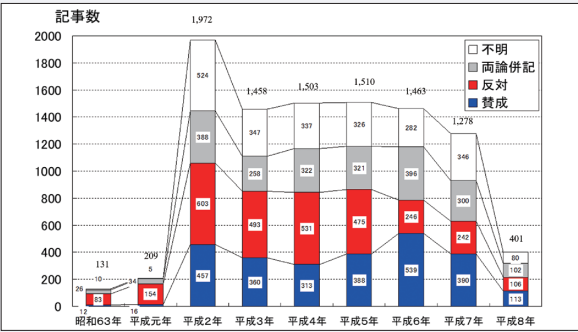


図11 長良川河口堰への態度別に見た新聞記事の経年変化

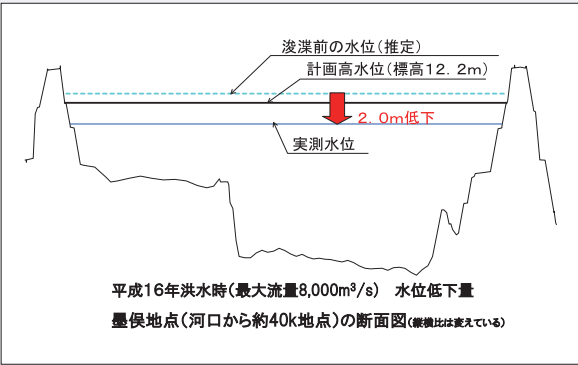


図12 河口堰による水位低下効果

5. 公共事業の進め方の大幅な転換のきっかけに

(1) 公共事業の再評価制度導入

本体着工から本格運用に至るまでの河口堰をめぐる一連の議論の中で、そもそも公共事業の進め方をどうしていくかというについても大きな争点となった。1995（平成7）年5月本格運用を発表した野坂大臣は、その際、公共事業については計画の当初から透明性、客観性のあるシステムをつくっていく旨の発言をしている。これを踏まえ、建設省では先行的にダム事業を対象とした事業評価システムを同年7月から施行し、事業途上にあるダム事業についても、情勢の変化に応じて計画変更や場合によっては事業中止の選択ができることとした。こうした公共事業の事業再評価の取り組みは、最終的にダム事業以外の個別の事業のみならず、各省庁が実施する各種政策について、政策評価のマネジメントサイクル（事前評価、事業中評価、完了後の評価）の確立にも繋がっている。

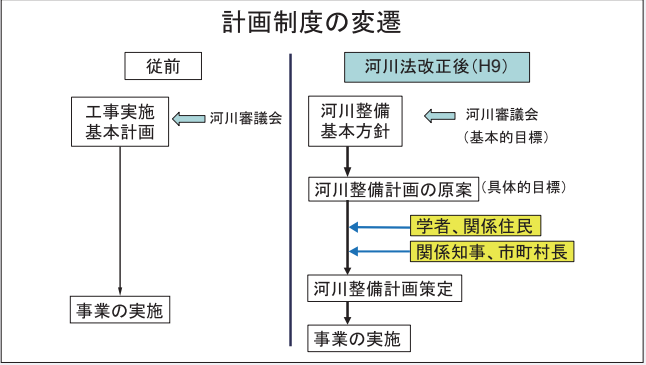


図13 河川の計画制度の見直し

(2) 徹底した情報公開による河川事業の展開

また公共事業の再評価のみならず、河川事業の進め方も大きく転換していくこととなった。1997（平成9）年の河川法改正で、河川の従来の計画（工事実施基本計画）を整備の基本的な方針を示す河川整備基本方針と具体的な整備内容を定める河川整備計画の2段階に分け、河川整備計画の策定にあたっては、案の作成段階から関係住民の意見を聴くこととしている（図13）。この意見を聴くにあたっては策定にあたって根拠となるデータ等の情報公開が重要となる。地域の理解を得るためには、事業の内容が技術的にも合理的であるとともに、事業者に対する信頼の有無も大変重要な要素である。いくら合理的で理にかなった事業も、事業者に対する信頼がなければ理解してもらうことは困難である。これは長良川河口堰プロジェクトを通じて得られた教訓のなかでもっとも重要なものであろう。なおこの時の河川法改正では、河川行政の長い間の悲願であった「河川環境の整備と保全」が河川法の目的に追加されている。

(3) 木曽三川の計画改定一計画を超えた外力への取り組みー

2007（平成19）年に新しい計画制度のもとで、木曽三川の治水計画が改定された。基本方針では、木曽川の目標安全度は1/200、長良川と揖斐川は1/100とし、基本高水は近年の洪水データも含めて見直し、増大する外力への対応方針は従前同様、木曽川と揖斐川では基本的に上流のダムで、長良川では河道で対応することを基本としている。また、計画規模を上回る洪水や高潮に対する被害の最小化を計るため、過去に整備された輪中堤や二線堤の活用（図14）、さらには河川堤防や高規格道路等とのネットワークを活用した広域防災ネットワークの構築等従来の計画にはない取り組みも進めていくこととしている。また、2005（平成17）年のハリケーンカトリナによるニューオーリンズの高潮災害を契機に、スーパー伊勢湾台風を想定して、関係機関が講じるべき措置をとりまとめた「危機管理行動計画」を2008（平成20）年に策定し、その後の予報技術の進展、

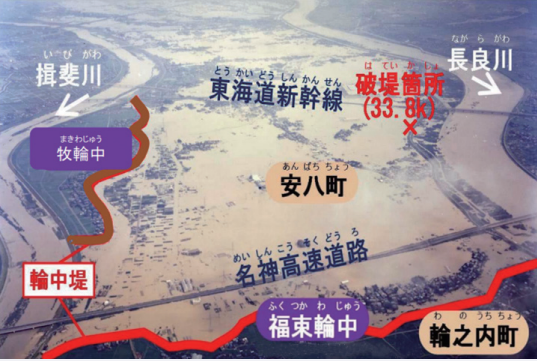


図14 計画を超える外力への対応：輪中堤の活用

法制度の変遷等を踏まえ、内容の充実、高度化を計っている。この危機管理計画では発災前から関係機関がとるべき防災行動を明らかにしており、現在全国各地で整備が進められているタイムラインの先駆けとなるものであった。

さらに近年の気候変動の影響による洪水の激化を踏まえ、将来の降雨状況の変化を踏まえた計画への見直しとともに、河川流域のあらゆる関係者が協同し、水害を軽減させる「流域治水」へ本格的に取り組んでいくこととしている。

木曽三川の治水の歴史は、輪中堤の設置等地域特性を踏まえた独特の歴史を有し、また明治に入り水系一貫の思想のもと、近代的な技術を取り入れた最初の河川計画の立案や、輪中間の対立を乗り越えた本支川一貫の治水対策への転換、近年ではゼロメートル地帯における危機管理計画の導入等、全国に先駆けした新たな取り組みを行ってきた歴史でもある。また長良川河口堰の経験を通じて得られた徹底した情報公開と説明責任を広く国民に対して果たすことの重要性の経験は、今後の流域治水の展開にとっても極めて貴重な財産である。河川の置かれている自然条件や地域の社会経済条件に応じて治水事業のありかたは常に変化が求められ、また何世代にもわたって引き継がれる事業でもある。木曽三川の治水の歴史から得られた経験を次の世代に生かし、よりよい木曽三川につなげていきたい。

< 図表・写真の提供 >

図1、図9、図14	国土交通省中部地方整備局
図2	木曽川水利史（水資源開発公団ほか）
図3	KISSO 特別号（平成25年3月）を基に作成
写真1、写真3	中部災害アーカイブス（（一社）中部地域づくり協会）
写真2	長良川河口堰／木曽川下流河川事務所、水資源開発公団長良川河口堰管理所
図4	長良川河口堰／木曽川下流河川事務所、水資源開発公団長良川河口堰管理所を基に作成
図6、図12	中部地方ダム等管理フォローアップ委員会資料を基に作成
図10	中部地方整備局提供資料を基に作成
図11	証言・長良川河口堰（公共事業とコミュニケーション研究会）図5を基に作成
図13	国土交通省資料を基に作成